

## 行政評価局調査の実施

- 1 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査
- 2 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成22年7月から実施する上記2テーマの計画について公表します。

# 1 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査

## 調査の背景

○ 検査検定への対応や資格取得のための手数料等は、実費等を勘案するなど適正な額であることが必要

○ 検査検定・資格制度については、現在どのようなものがあり、実施主体がどこか、どのような手続、負担の仕組みが設けられているかなど、その全貌は必ずしも十分に把握されていない状況

○ 制度の全体像を明らかにするとともに、検査検定や資格取得に係る利用者の負担状況等を把握し、その負担軽減に資するために実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 検査検定制度及び資格制度の概況

制度の法的根拠、内容、実施主体、利用者負担等の概況を調査し、全体像を把握

### 2 検査検定制度及び資格制度の実施状況

概況調査の結果及び国民からの意見・要望等を踏まえ、詳細に調査する制度を抽出し、当該制度のコスト構造などを詳細に調査、分析

## 主要調査対象

### 調査対象機関

全府省

### 関連調査等対象機関

都道府県、政令指定都市、関係団体、事業者等

## 意見・要望等の募集

本調査の参考とするため、国民から検査検定や資格に関する意見・要望等を、7月23日(金)まで募集

URL: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/topics100630.html](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/topics100630.html)

## 2 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視

### 調査の背景

- 我が国の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備され、現在、老朽化に伴う維持管理・更新が重要な課題
- 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を推進。また、PFI、PPPを積極的に活用
- 「基本方針」（平成22年6月8日閣議決定）では、情報公開を更に進めることとされ、維持管理状況等に関する情報の公開が重要



- 国民の安全・安心の確保
  - 効率的な維持管理によるライフサイクルコスト削減
- の観点から、各種社会資本の維持管理・更新等の実施状況を調査

### 主要調査項目と調査の視点

#### 1 社会資本の現状

国及び地方公共団体が管理する社会資本の現状（種類、設置数、老朽化の状況 等）を調査

#### 2 各種施設（港湾、空港、上水道、下水道、河川管理施設）の維持管理・更新等の実施状況

①法令台帳等の整備状況、②長寿命化対策の推進状況、③PFI、PPPなど民間資金・ノウハウの活用状況、④維持管理状況等に関する情報の公開状況を調査

（注） PPP(Public Private Partnership)とは、公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ることをいう。

### 主要調査対象

#### 調査対象機関

厚生労働省、国土交通省

#### 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

# 本件連絡先

---

計画名	連絡先
1 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査	規制改革等担当評価監視官[千葉](ちば) 電話(直通) : 03-5253-5440 FAX : 03-5253-5436
2 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視	国土交通担当評価監視官[安原](やすはら) 電話(直通) : 03-5253-5454 FAX : 03-5253-5457

- ・ インターネットでのお問い合わせについては、以下の総務省HPで受け付けております。  
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

# 参 考 資 料

(頁)

- 1 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査・・・1
- 2 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視・・・・・・4

過去において把握した検査検定制度の一覧

(平成14年8月1日現在)

所管省名	検査検定制度名
総務省 〔14制度〕	無線局の検査、無線設備機器の検定、技術基準適合証明、搬送式インターホン・一般搬送式伝送装置・特別搬送式デジタル伝送装置・超音波洗浄器・超音波加工機又は超音波ウェルダの型式の指定、無線設備等の点検に使用する測定器等の検査、電気通信設備の技術基準適合確認、端末機器技術基準適合認定、端末機器の設計についての認証、端末設備基準適合認定、製造所等の検査、検定対象機械器具等の検定、石油パイプライン事業用施設の検査※、事業所の新設又は変更の確認※、特定防災施設等の設置の検査
文部科学省 〔8制度〕	原子炉施設の検査※、核燃料物質の使用施設等の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、放射性同位元素の使用施設等の検査、放射性同位元素装備機器の機構確認、放射性同位元素等に係る運搬物確認※、教科書の検定
厚生労働省 〔14制度〕	病院等の構造設備の検査、理容所の使用前の確認、美容所の使用前の確認、クリーニング所の使用前の確認、製品検査、獣畜のとさつ又は解体検査、専用水道布設工事の設計の確認、簡易専用水道の管理についての検査、医薬品、医療用具の検定※、新規化学物質の届出に基づく審査※、食鳥検査、特定機械等の検査、小型ボイラー等の個別検定、プレス機械等の型式検定
農林水産省 〔13制度〕	農産物の検査、漁船の工事完成後の認定、漁船登録票の検認、種畜検査、飼料等の検定、指定検疫物等の検査、医薬品の検定※、肥料の銘柄の登録、農機具の検査、輸出入植物等の検査、種苗の検査、農薬の登録、輸入する指定動物の感染症の検査
経済産業省 〔32制度〕	特定計量器の検定、基準器検査、計量証明検査、航空機の製造・修理の確認、航空機用機器の製造証明、特別特定製品の適合性検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、導管の使用前検査、電気工作物の検査、燃料体の検査、特定電気用品の適合性検査、ガス工作物の使用前検査、特定ガス用品の適合性検査、高圧ガス製造施設等の検査、輸入高圧ガスの検査、容器検査※、附属品検査※、液化石油ガス貯蔵施設等の検査、液化石油ガス充てん設備の検査、特定液化石油ガス器具等の適合性検査、火薬類の製造施設等の検査、機械器具等についての性能検査、坑内用品の検定、事業所の新設又は変更の確認※、新規化学物質の届出に基づく審査※、加工施設の検査、再処理施設の検査、廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認、特定廃棄物管理施設の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、原子炉施設の検査※
国土交通省 〔55制度〕	自動車道の検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、船舶の総トン数測度、小型船舶の総トン数測度、小型漁船の総トン数の測度、船舶の国際総トン数測度、船舶検査、危険物の積付検査、危険物のコンテナへの収納検査、液状化物質の積付け検査、海洋汚染防止設備等の検査、焼却設備の検査、ふん尿処理装置等の検定、気象測器の検定、航空機の耐空証明、航空機装備品の予備品証明、飛行場又は航空保安施設の検査、運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)、運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)、特定救急用具の検査、模擬飛行装置等の認定、容器検査※、附属品検査※、鉄道施設の検査、鉄道車両の確認、索道施設の検査、軌道の運輸開始に係る検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質運搬の安全確認※、放射性同位元素等の運搬の安全確認※、自動車検査、検査対象外軽自動車等の型式認定、原動機付自転車用原動機の型式認定、自動車ターミナルの検査、許可工作物の完成検査、工事の完了検査、開発行為に関する工事の完了検査、耐火構造の認定、準耐火構造の認定、防火構造の認定、不燃材料の認定、耐火建築物に設ける防火戸等の認定、準耐火建築物に設ける防火戸等の認定、屋根の構造の認定、外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定、大規模木造建築物等の屋根の構造の認定、長屋等の各戸の界壁・構造の認定、し尿浄化槽の構造の認定、基礎等に使用する建築材料の適合認定、建築物の確認・検査、建築設備の確認・検査、型式適合認定、煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査、製造施設等の工作物の確認・検査、工場生産浄化槽の型式の認定
環境省 〔4制度〕	浄化槽の検査、一般廃棄物処理施設の検査、産業廃棄物処理施設の検査、新規化学物質の届出に基づく審査※
計	126制度〔140制度〕

(注) 1 「検査検定制度に関する政策評価」(平成16年4月)による。

2 ※印を付した検査検定制度は、他府省との共管に係るものである。

3 検査検定制度の実数は126制度であるが、他府省との共管となっているものがあるため、本表の検査検定制度の総数は〔 〕内の140制度となる。

過去において把握した資格制度の一覧

(平成15年1月1日現在)

所管府省名	資格制度名
内閣府〔1制度〕	消費生活専門相談員
金融庁〔2制度〕	公認会計士、外国公認会計士
総務省〔8制度〕	無線従事者、電気通信主任技術者、工事担任者、行政書士、危険物取扱者、消防設備士、防火管理者、消防設備点検資格者
法務省〔6制度〕	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、申請取次者、公証人
財務省〔2制度〕	税理士、通関士
文部科学省〔8制度〕	技術士、原子炉主任技術者※、放射線取扱主任者、教育職員、司書、学校図書館司書教諭、学芸員 社会教育主事
厚生労働省〔138制度〕	精神保健福祉士、外出介護員（ガイドヘルパー）、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、衛生検査技師、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、義肢装具士、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護師等確保推進者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、患者等の食事の提供の業務の受託責任者、救急救命士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、建築物環境衛生管理技術者、クリーニング師、管理美容師、管理美容師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者、貯水槽清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、ダクト清掃作業従事者、水道技術管理者、清掃作業従事者、貯水槽清掃作業従事者、排水管清掃作業監督者、排水管清掃作業従事者、防除作業従事者、食品衛生管理者、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、薬剤師、向精神薬取扱責任者、毒物劇物取扱責任者、医療用具等の製造（輸入販売）の責任技術者、医療用具等の外国製造承認の国内管理人、医療用具販売（賃貸）管理者、医療用具の修理業の責任技術者、社会福祉士、介護福祉士、身体障害者ヘルパー、障害児・知的障害者ホームヘルパー、精神障害者ヘルパー、難病ホームヘルパー、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、訪問介護員、受胎調節実地指導員、保育士、年金数理人、社会保険労務士、勤労青少年福祉推進者、ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、発破技士、潜水土、林業架線作業主任者、ガス溶接作業主任者、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、衛生管理者、木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、コンクリート破砕器作業主任者、地山の掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者、ずい道等の掘削等作業主任者、ずい道等の覆工作業主任者、採石のための掘削作業主任者、はい作業主任者、船内荷役作業主任者、型わく支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、鋼橋架設等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、コンクリート橋架設等作業主任者、ボイラー据付工工作業主任者、普通第一種圧力容器取扱作業主任者、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者、鉛作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者、ガス溶接技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者、ショベルローダー等運転技能講習修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者、不整地運搬車運転技能講習修了者、高所作業車運転技能講習修了者、玉掛技能講習修了者、ボイラー取扱技能講習修了者、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、救護に関する技術的事項を管理する者、安全管理者、衛生工学衛生管理者、安全管理士、衛生管理士、技能士、職業訓練指導員、障害者職業生活相談員
農林水産省〔12制度〕	農業協同組合監査士、水産業協同組合監査士、森林組合監査士、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、調教師（中央競馬）、調教師（地方競馬）、騎手（中央競馬）、騎手（地方競馬）、飼料製造管理者、土地改良換地士
経済産業省〔34制度〕	情報処理技術者、弁理士、砂利採取業務主任者、採石業務管理者、航空工場検査員、計量士、高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、エネルギー管理士、電気主任技術者、電気工事士、ガス主任技術者、ガス消費機器設置工事監督者、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、競輪選手、競輪審判員、小型自動車競走選手、小型自動車競走審判員、ダム水路主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動

所管府省名	資格制度名
	監視者、特定高圧ガス取扱主任者、保安技術職員、深海底鉱山保安技術職員、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者、充てん作業員、中小企業診断士、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者※
国土交通省 〔75制度〕	油濁防止管理者、有害液体汚染防止管理者、溶接工、水先人、船舶料理士、救命艇手、衛生管理者、主任技術者、海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）、海技士（電子通信）、小型船舶操縦士、耐空検査員、操縦士、航空士、航空通信士、航空機関士、航空整備士、航空工場整備士、運航管理者（航空）、運航管理者（海上）、操縦教育証明、計器飛行証明、航空運航整備士、動力車操縦者、海事代理士、海事補佐人、旅行業務取扱主任者、旅程管理者のうち主任、通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業、地域限定通訳案内業、検数人、鑑定人、検量人、整備管理者、自動車整備士、整備主任者、タクシー運転者、運行管理者（旅客自動車）、運行管理者（貨物自動車）、索道技術管理者、気象予報士、認定機長、指名査察操縦士、不動産鑑定士、土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、解体工事施工技士、浄化槽設備士※、宅地建物取引主任者、測量士・測量士補、管理業務主任者、安全担当者、衛生担当者、危険物等取扱責任者、自動車検査員、消火作業指揮者、倉庫管理主任者、設計者資格（宅地造成等規制法に基づく）、設計者資格（都市計画法に基づく）、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者、管理主任技術者（ダム）、建築士、建築設備士、監理技術者資格者証の交付を受けている者、土地区画整理士、マンション管理士
環境省 〔11制度〕	狩猟免許、臭気測定業務従事者（臭気判定士）、環境カウンセラー、浄化槽設備士※、廃棄物処理施設技術管理者、浄化槽管理士、浄化槽技術管理者、浄化槽検査員、特別管理産業廃棄物管理責任者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※
計	11府省 293制度〔297制度〕

- (注) 1 「「国家資格」及び「民間技能審査事業認定制度による資格」に関する質問主意書」に対する答弁書（平成15年4月15日）による。
- 2 ※印を付した資格制度は、他府省との共管に係るものである。
- 3 資格制度の実数は293制度であるが、他府省との共管となっているものがあるため、本表の資格制度の総数は〔 〕内の297制度となる。

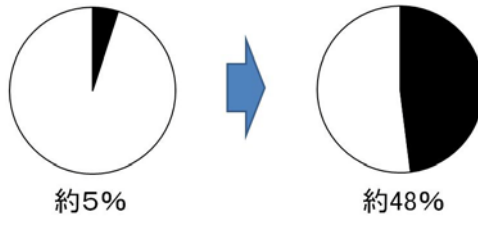

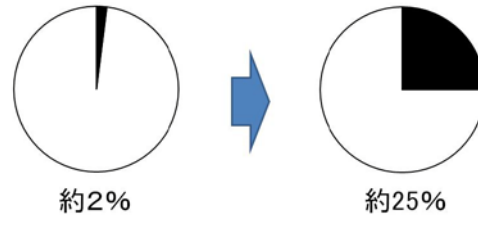



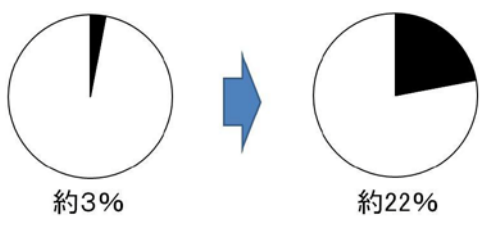

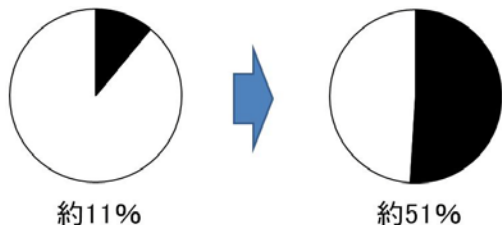

1 社会資本の範囲

	社会資本	
	政府資本	民間資本
1. 交通・通信施設	道路（建設省所管）、港湾、空港、鉄道（国鉄等）※、電信電話※、郵便	私鉄、有線放送施設
2. 住宅・生活環境施設	公営住宅、公務員住宅、住宅公団賃貸住宅、上水道、簡易水道、下水道、終末処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、都市公園	住宅
3. 厚生福祉施設	国公立病院、国公立診療所、保健衛生施設（保険所等）、社会福祉施設、児童福祉施設、労働福祉施設（働く婦人の家、港湾労働者宿舎等）、国立公園	私立病院、私立診療所、私立歯科診療所、社会福祉施設
4. 教育訓練施設	国公立学校施設（幼稚園～大学、各種学校）、社会教育施設、社会体育施設、職業訓練施設	民間（同左）
5. 国土保全施設	治山、治水、海岸の各施設	
6. 農林漁業施設	農業（基幹かんがい排水、圃場整備、開干拓、防災、構造改善基盤整備事業）、林業（林道、造林、国有林機械）、漁業（漁港、漁場造成）の各施設（おおむね農家負担金等の受益者負担分は社会資本としていない。）	
7. その他	公共工業用水道、その他中央政府社会資本（主に広義の官庁管轄で建物、工作物、船舶であり、防衛関係は含まない。）その他地方政府社会資本（庁舎等）、専売公社	

- (注) 1 経済審議会地域部会で用いた社会資本の範囲である。(出典) 竹内良夫著(1967)『日本の社会資本』鹿島出版会、等から作成
- 2 鉄道(国鉄等)※については、日本国有鉄道が1987年4月に民営化されたため、1987年以降は民間資本として、電信電話※については、日本電信電話公社は1985年4月をもって民営化されたため、1985年以降は民間資本として取り扱っている。

## 2 主な施設の老朽化の進行状況等

	老朽化の進行状況等	損傷事例等
港湾	<p>○建設後50年以上経過する全国の港湾岸壁（重要港湾、地方港湾の公共岸壁数）の割合：約5%（平成21年度）⇒約48%（41年度）</p>  <p>約5% → 約48%</p>	<p>○老朽化が進展し、岸壁の上部工での陥没によるクレーン車の転倒、係留中の船舶への衝突事故等が発生</p>  <p>（出典：国土交通省 HP 資料）</p>
空港	<p>○空港の重要施設である滑走路供用開始後50年を経過する空港の割合（全国98空港）：約2%（平成22年度）⇒約25%（42年度）</p>  <p>約2% → 約25%</p>	<p>○誘導路の破損により、航空機に遅れが発生</p>  <p>左：大阪国際空港（平 15. 7. 21 発生） 右：福岡空港（平 17. 7. 11 発生）</p> <p>（出典：国土交通省 HP 資料）</p>
水道	<p>○法定耐用年数（40年）を超えた管（導水管、送水管、配水管）の合計は38,189.9km（6.3%）</p> <p>○法定耐用年数（60年）を超えた浄水施設の浄水能力の合計は2,355,912 m<sup>3</sup>/日（2.7%）</p>	<p>○幹線（導水管、送水管、配水本管）の破裂、破損、抜け出し、継ぎ手の漏れなどの事故：8,241件（平成19年度）</p>

	老朽化の進行状況等	損傷事例等
下水道	<p>○布設後 50 年以上経過する全国の管路延長の割合：約 3 % (平成 21 年度) ⇒ 約 22 % (41 年度)</p>  <p>約3% → 約22%</p>	<p>○管路施設の老朽化等に起因した全国の道路陥没件数：約 4,100 箇所 (平成 20 年度)</p> <p>○東京 23 区内での下水道管の老朽化による道路陥没発生件数は平成 20 年度で 833 件</p>  <p>写真：管路施設に起因した陥没事故 (出典：国土交通省 HP 資料)</p>
河川管理施設	<p>○建設後 50 年以上経過する全国の河川管理施設(水門等)の割合：約 11 % (平成 21 年度) ⇒ 約 51 % (41 年度)</p>  <p>約11% → 約51%</p>	<p>○老朽化した河川管理施設(護岸、堤防及び樋門等)において、護岸の崩落、水門のひび割れなどが発生</p>  <p>左：洗堀による護岸崩落 右：特殊堤の変状 (出典：国土交通省 HP 資料)</p>

(注) 国土交通省及び厚生労働省の資料に基づき当省で作成

### 3 施設ごとの長寿命化・老朽化対策の進捗率

種類等	進捗率	備考
下水道施設の長寿命化計画策定率 (2008 年度)	約 4 %	長寿命化計画を策定した自治体数/耐用年数を経過した下水道管きよを管理している自治体数
河川管理施設の長寿命化率 (2008 年度)	約 15 %	長寿命化が図られた施設数/2008～2012 年度に耐用年数を迎える河川管理施設数
港湾施設長寿命化計画策定率 (2008 年度)	約 13 %	長寿命化計画を策定した施設数/重要港湾以上の主な係留施設数

(注) 「平成 21 年度国土交通白書 (案)」(国土交通省政策会議分科会公表資料) に基づき当省で作成